

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

I 現状について

- ・播磨町は、兵庫県南部の中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は明石市に、西と北は加古川市に接しており、町域の面積は9.13㎢である。埋め立てた人工島を有しており、山林や丘陵地はなく全般的に平坦な地形を呈している。中央部に喜瀬川があり、西部には別府川の支流である水田川が流れている。また、町域内に12のため池が点在している。気候は全体として温和であり、年平均気温は16℃前後、年間降水量は1,300mm前後、年平均風速は3.5m/s前後である。
- ・播磨町商工会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、播磨町が策定した播磨町地域防災計画（令和2年11月に修正）や、播磨町のハザードマップを基に現状分析を行う。

(洪水・風害・高潮・高波：地域防災計画およびハザードマップ)

- ・加古川、水田川、喜瀬川においては、大雨によって仮に堤防が決壊等した場合の浸水する範囲と深さを示した浸水想定区域図により、浸水被害が予測されている。なお、浸水被害の予測は無いが、局地的な大雨が発生した場合、町内どこでも水路等から水が溢れるような浸水被害が発生する可能性がある。
- ・強風による被害として、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが想定される。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。さらに、播磨町は、海に接しているため、高潮、高波による被害が想定される。特に台風の際は注意を要する。なかでも大阪湾では紀伊水道から風浪が入ってくるとき、湾奥などでかなりの高潮と高波が予想されるので、低地部が広がっている地域では、被害が広がりやすい。※尚、高潮の浸水予測区域が公表されている。

(地震：地域防災計画およびハザードマップ)

- ・南海トラフで発生する地震は、多様性に富むため、次の地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難と言われている。ただ、南海地域、東海地域で同時に発生する地震と、時間をおいて発生する地震があり、時間をおいて発生する場合でも、数年以内にもう一方で地震が発生しており、両領域はほぼ同時に活動しているとみなせる。地域防災計画によると、兵庫県は、東日本大震災を踏まえて国が検討した南海トラフの巨大地震に係る地震モデル及び津波の推計結果を基本に、被害想定を取りまとめており、津波浸水想定区域については、「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（播磨地区）」として、平成26年2月に、その他の被害想定は「南海トラフ巨大地震津波被害想定」として平成26年6月にそれぞれ公表している。
- ・また、内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層である。しかし、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。特に兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布している。兵庫県では、平成21年度及び22年度の2カ年をかけて、最新の研究成果を反映し、兵庫県に被害を発生する可能性のある地震について詳細な地震被害見直しを実施している。
- ・播磨町における津波想定は、最高津波水位：2.2メートル、最短到達時間：110分（国の想定では109分）、浸水面積：3ヘクタールとされており、兵庫県の想定によると、播磨町の浸水範囲は防潮堤外にとどまり、住宅地への浸水はなく、河川遡上による堤防の越流もないとされているが、建物の損壊、沿岸部の津波被害、新島（人工島）連絡橋の損壊による交通遮断並びに新島内の液状化被害が想定されている。

(その他)

- ・播磨町は、市街化が進展しており、火災が大規模火災に発展する可能性がある。兵庫県内では、大規模火災がしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。また、町内にも危険物施設があり、危険物事故の可能性もある。危険物施設については、これまでに硫酸などの危険物が漏れる事故が発生しており、阪神・淡路大震災においては、LPG 施設でのガス漏れの例がある。県内では瀬戸内海沿岸に取扱い施設が多く、高潮・高波等により、場合によっては惨事につながるおそれもある。
- ・新型コロナウイルス感染症については、感染者が多く発生している阪神地域、大阪府へ播磨町から通勤・通学している人も多く、感染者発生リスクが比較的高いと考えられる。町による住民へのワクチン接種は予定通り実施され、播磨町商工会でも高砂商工会議所と連携し、会員事業所の職域接種を実施、感染拡大防止に努めている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 940 人 (平成 28 年度経済センサス)
- ・小規模事業者数 720 人 (平成 28 年度経済センサス)

【商工業者数の内訳】

業種	商工業者数	事業所の集積地区名
製造業	118	新島、本荘、宮西、古宮
建設業	104	町内に広く分散
卸・小売業・飲食業・宿泊業・サービス業	629	野添、北野添、東本荘、北本荘
その他	89	町内に広く分散

【小規模事業者数の内訳】

業種	製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店	宿泊業	サービス業	その他
小規模事業者数	69	100	10	133	98	2	233	75

(3) これまでの取組

- ・播磨町の取組

播磨町では、洪水、高潮、ため池、地震及び津波の災害ごとの災害想定や防災情報などを示した、播磨町総合防災マップを令和 3 年 5 月に作成し、住民に配布している。

総合防災マップは、前回の改定から 5 年が経過し、その間に新たに想定最大規模災害による災害想定や新たに避難場所を指定している。また、防災に必要な情報を地図に重ねて閲覧することができる「播磨町 WEB ハザードマップ」のサービスを開始している。パソコンやスマートフォンから浸水想定区域、避難所などの町内の防災施設等を確認することができ、災害の種別に応じたハザードマップを詳細に確認することができるようになっている。

- ・播磨町商工会の取組：

商工会では、火災共済加入推進、BCP セミナーを実施してきている。

(ア) 防災計画

播磨町では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に沿って、播磨町防災会議を開設し災害時の備えとして「播磨町地域防災計画」を策定している。同計画内において、これまで起きた災害の発生状況を踏まえ、今日までの防災への準備状況を考慮しつつ、想定される災害を各種データの発生率より導き出し近年に発生が予想される災害を想定している。さらに、同計画内では防災に関する調査研究を実施して習熟を深め、行政職員及び関係行政機関、関係公共機関に周知させ、必要な場合には町民にも周知を図るなど防災に寄与するよう努めている。

(イ) 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、災害頭上訓練 (DIG) や運営訓練 (HUG) を取り入れ住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努めている。

(ウ) 防災備品の備蓄

大規模災害時は広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、町民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進している。

(エ) 事業者 BCP の周知及び各行政 (国、県、町) の災害施策の周知およびセミナーの開催

播磨町商工会では令和元年度、伴走型小規模事業者支援推進事業 (計画実行型) において、事業者 BCP の啓発のために、地域事業者のための集団セミナーを実施した。このような集団セミナーの開催により事業者 BCP 策定の重要性を訴求していくとともに、国、県、町の災害施策の周知および紹介を行い、災害時の備えとなる災害保険の利用促進を促すなどの取り組みを行っている。

(オ) 事業継続力支援計画の策定のための行政との協議

事業継続力強化支援計画のガイドラインが示される時期より、播磨町商工会と担当グループである播磨町住民グループと密に連携を図り当支援計画策定のための協議を重ねている。

II 課題

- ・現状では、播磨町と播磨町商工会における災害時の取り組みは、播磨町地域防災計画内において、商工会が災害時に果たすべき業務こそ示されているが、町と商工会間の具体的な協力体制やマニュアル等が整備されておらず、緊急時に対応できる人員がいない。さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる経営指導員も不足しているといった課題がある。また、播磨町との協力体制が整備されていないこと並びに商工会の職員数が少数であるため、緊急時、即座に対応できる人員不足が課題である。

III 目標

想定される災害のリスクと事前対策の必要性の周知を第一目標とし、以下のとおりとする。

- ・地区内小規模事業者に対し、播磨町が想定される災害のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、播磨町商工会と播磨町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

	策定項目	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
商工業者数		940	930	930	920	920
小規模事業者数		720	710	710	700	700
セミナー開催回数		1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
計画策定数	BCP 計画	2 件	2 件	3 件	3 件	4 件
	事業継続力強化計画	10 件	10 件	15 件	15 件	20 件

※BCP 計画策定は播磨町商工会会員の 5%程度の数と見られるが、小規模事業者ではマンパワー不足等により、早急な策定は困難であるため、当面は策定可能な事業所から支援をおこなうとともに、管内企業において BCP 計画の必要性を認識させる機運を醸成し、徐々に目標を増やしていく。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・播磨町商工会と播磨町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

1) 播磨町地域内における小規模事業者に対する災害リスクの周知

播磨町が策定した「地域防災計画」に則り、計画内で明記されている播磨町商工会としての災害時の役割を踏まえながら、本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう事前の準備を整える。

(ア) 巡回指導時に、播磨町ハザードマップ及び播磨町地域防災計画を携行し、事業所立地場所の災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や備え（事業休業時の備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。

(イ) 商工会報や播磨町広報（広報はりま）、播磨町ホームページ及び播磨町商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP（BCP 計画、レジリエンス認証制度、事業継続力強化計画）などの紹介を行う。

(ウ) 小規模事業者に対し、事業者 BCP（BCP 計画、レジリエンス認証制度、事業継続力強化計画）の策定による発災時の備えとなる計画策定を推進し、上記計画実行後の PDCA サイクルの実施状況への助言も行う。さらに、高度な事業者 BCP 計画の策定時には、専門家を招聘し個社支援を行うほか、事業者 BCP 策定の要望が多い場合には集団指導も実施する。

- ・会報（年2回）に啓発記事を掲載する。
- ・巡回指導時にリーフレットなどにより施策を紹介していく。
- ・啓発ポスターを、商工会館玄関に設置する。
- ・チラシを、会員相当数約500部を、毎年1回配布する。
- ・海岸部地域のリスクの高い地区を中心に、策定啓発セミナーを年1回程度開催する。

2) 商工会自身（単体）の事業継続力強化計画の作成

- ・播磨町では、大規模災害が発生した際に、行政の人的・物的資源が制約を受ける状況にあっても、非常時優先業務（停止することができない通常業務及び災害対応業務）を確実に実施することを目的とし、業務継続計画（BCP）を策定している。播磨町商工会も大規模災害発生時の対策について、商工会 BCP の基本方針、被害想定、事務局機能の維持を図るべく、人、モノ、カネ、情報における対応を盛り込んだ事業継続力強化計画を、令和4年3月までに作成予定である。

3) 各種関係団体との連携

- ・兵庫県において中小企業者のための災害共済として、県内の事業者向けに災害共済の普及を推進する兵庫県共済協同組合と共同で本事業を実施する。兵庫県共済協同組合は地域毎に担当制を設け、町内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定につなげる。
- ・経営指導員の巡回時も兵庫県共済協同組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済【地震特約含む】、休業対応共済等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。
- ・播磨町商工会主催の BCP セミナーなどを、兵庫県共済協同組合等関係団体との共催で開催し、セミナー内で災害共済の内容説明を行うとともに、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説く。

また、町内関係機関と連携を図り、BCP 啓発ポスターの掲示、BCP セミナー案内等を依頼する。

4) フォローアップ

- ・播磨町商工会では定期的に地域事業者向けの経営計画策定のための集団セミナーを行っている。セミナー参加者はその後、個社の経営（革新）計画の策定に進み、定期的な PDCA のフォローアップを行っている。経営（革新）計画策定時より災害を意識した計画とし、上記フォローアップ時も災害計画の PDCA のサイクルが回せることができるよう支援を継続して行う。（並行して外部専門家による個別相談によるフォローアップも予定している）

5) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・定期連絡会議等において、災害が発生したと仮定し、播磨町との連絡手段の確認を行う。（訓練は必要に応じて災害図上訓練（適宜、兵庫県 HP「災害図上訓練（DIG）テキスト」などを利用するなどして実施）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認をする。

- ・発災後、2 時間以内に職員の安否報告を行う。職員間の電話連絡、SNS や LINE WORKS（企業向け・ビジネスチャット）で役職員のグループを組み、安否確認を行いながら役職員の被害状況を把握した内容を播磨町の担当グループと電話等で情報共有（電話使用が不可の場合には、道路の被害状況を見ながら自動車や自転車等を使用した直参により）する。そのうえで応急対策の実施可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・播磨町商工会と播磨町の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（最終判断は商工会事務局長が判断するものとする）また、職員自身による情報収集において、地域の防災無線やラジオやテレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断し被害が及ぶ恐れがある場合は出勤をしない。
- ・判断基準として、災害レベル 3 以上は出勤を必ず控え、レベル 2 以下の際には職員自身で集めた情報により下記の参集ルールを基準に出勤の可否を判断する。

災害レベル	災害時における職員の応急対策判断基準
災害レベル 3 以上	出勤をしない
災害レベル 2 以下	職員自身で収集する

- ・下記『防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて』の資料を基に出勤の判断をおこなうものとする。（引用元：内閣府 HP より）

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」（うす紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）^{*1} 洪水警報 危険度分布「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの^{*2}） 	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> 危険度分布「注意」（黄） 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの^{*2}） 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） <p>注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

(図は気象庁資料より作成)

- 発災時、商工会全職員での応急対策ができない場合の役割分担において、災害レベルによって1～2名は商工会に参集可能と想定している。

【職員の居住状況一覧】

	播磨町	加古川市	明石市	神戸市
人数	3名	1名	3名	1名
通勤距離 (概算)	1km～3km	5km	6km～10km	12km
商工会までの 通勤方法	自動車 自転車	自動車	自動車 徒歩・電車	徒歩・バス ・電車
所要時間	10分～15分	15分	20分～30分	55分

- 被害状況を確認し、2日以内に情報を共有する。
- 実際の被害想定事象は地震、津波による建物の損壊・浸水、交通網の遮断と想定しており、被害規模の目安は、以下を想定している。

内容	具体的な事象
大規模な被害想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中程度被害が想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

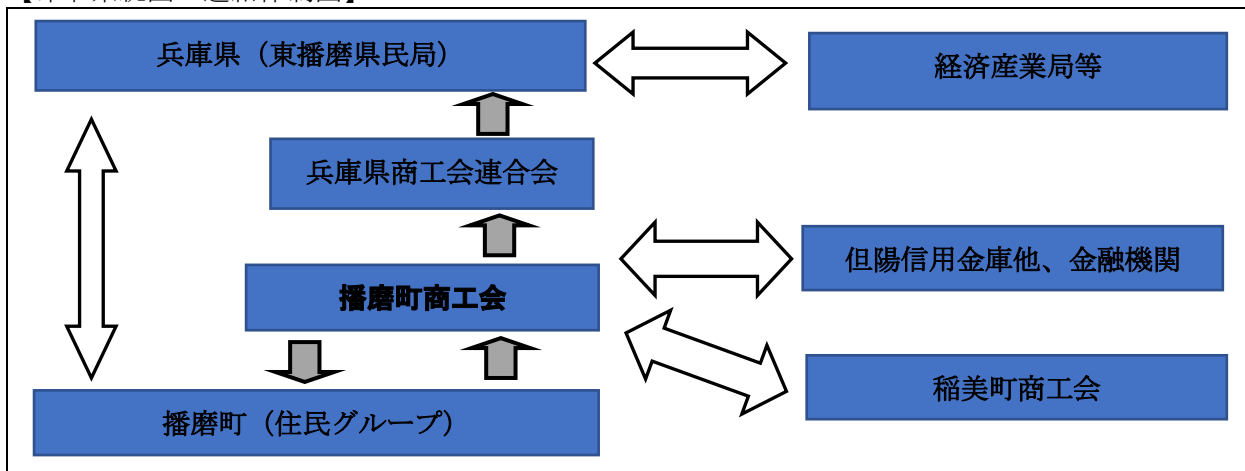
・ 播磨町商工会と播磨町は、本計画により、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 カ月	2 日に 1 回共有する
1 カ月以降	1 週間に 1 回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
商工会職員と商工会役員、各部長などの連絡網を利用して、被害状況の収集に努める。また、指示命令系統は、事前に決めておく発災時連絡メールなどで、通達を実施する。
加えて、商工会職員と町職員が協力して、地域分担をして、地域別状況把握を通信やインターネットメール経由、場合により訪問で状況確認を実施する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 播磨町商工会と播磨町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 播磨町商工会と播磨町が共有した情報を兵庫県が指定する方法にて播磨町商工会又は播磨町より兵庫県に報告する。
- ・ 播磨町商工会より内陸部に位置する稲美町商工会とは、日頃から事業で相互応援をおこなっていることから、災害発生時における情報共有、職員の応援派遣依頼、車両等の借受について、事前に承諾を取り付けておく。

【命令系統図・連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について播磨町と相談する。(播磨町商工会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県や上部団体である兵庫県商工会連合会等に相談する。
- ・災害からの復旧のための融資希望者に対し災害復旧の融資メニューの紹介を播磨町商工会ホームページや播磨町の広報等で告知を行う。さらに復旧向の融資の相談対応および受付業務を法定経営指導員等が対応する。
- ・行政等からの救援用物資及び復旧資材の要請に対しては、可能な限り該当する事業者のリストなどを提供し、地域全体の復旧に対応する。物資等の需給のマッチングにより地区内小規模事業者の事業の継続を推進する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県、播磨町、兵庫県商工会連合会へ報告する。

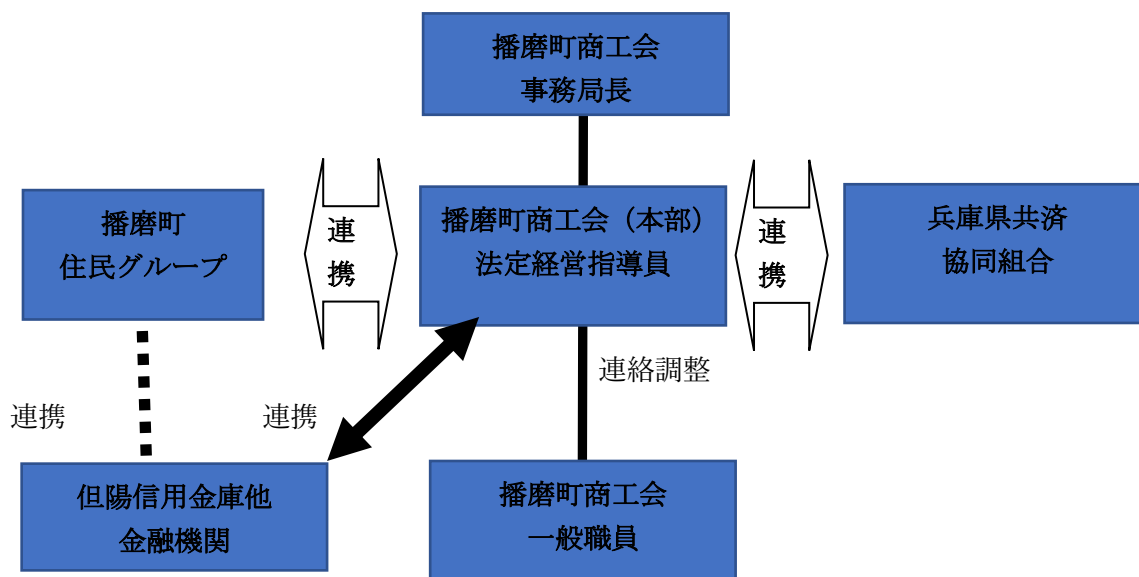
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 白川 健治、鷲尾 孟彦〔連絡先は後述（3）①参照〕

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

播磨町商工会

〒675-0156 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1-5-1

TEL：079-435-1630 / FAX：079-435-1634

E-mail：harima@harima-sci.or.jp

②関係市町村

播磨町役場

住民グループ

〒675-0156 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1-5-30

TEL：079-435-2364 / FAX：079-435-1169

E-mail：jumin@town.harima.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣費	300	300	300	300	300
チラシ作成費等	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、播磨町補助金、兵庫県補助金、事業収入等

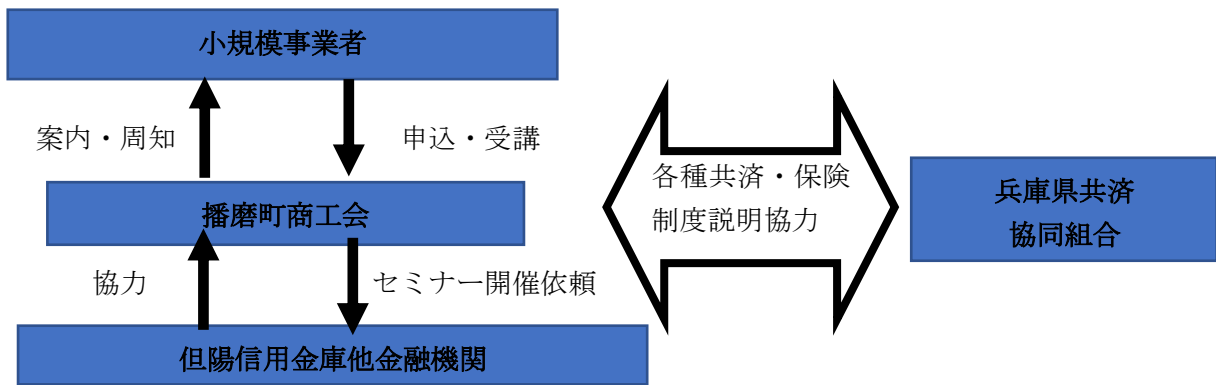
(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① 兵庫県商工会連合会 会長 志智 宣夫 〒650-0013 兵庫県神戸市中央区花隈町 6-19 ② 兵庫県共済協同組合 理事長 上枝 晶夫 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28 兵庫県中央労働センター4F ③ 但陽信用金庫 理事長 桑田 純一郎 〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口 772
連携して実施する事業の内容
① 地域小規模事業者が、短時間で事業を再開できるような支援体制を構築すること。 ② 災害リスクに応じた各種共済制度の浸透を図ること。 ③ 地域防災体制の整備や災害発生時における対応に関すること。
連携して事業を実施する者の役割
① 兵庫県全域を見据えて商工会の状況を把握し、早急に支援が必要な地域への応援体制づくりに寄与する行動をとること。 ② 災害リスクに応じた各種共済の提案を行うこと。 ③ 災害リスクの認識の共有や、災害時において初動から連携体制をとれるようにすること。
連携体制図等
① 小規模事業者が短時間で再開できるような支援体制

② 災害リスクに応じた各種共済の提案体制



③ 災害リスクの認識の共有や、災害時における連携体制

